

と き 令和元年12月 2 日

ところ 国保連合会会議室

令和元年度

第 3 回

理事会

議事録

令和元年度第3回理事会
役員定数 30名【理事26名、監事4名】

- 1 開催日時 令和元年12月2日(月)
開 会 午後1時57分
閉 会 午後2時45分
- 2 開催会場 本会 10階A会議室
- 3 出席者 理事 26名(本人11名、書面出席15名)
監事 3名

特別区代表

山本	理事	(中央区長)	書面出席		
武井	副理事長	(港区長)			
松原	理事	(大田区長)	書面出席	長岡	国保保健事業担当係長
長谷部	理事	(渋谷区長)	書面出席	古川	国民健康保険課長
高野	理事	(豊島区長)	書面出席		
花川	理事	(北区長)	書面出席	土屋	国保年金課長
坂本	理事	(板橋区長)	書面出席	山田	国保年金課長
近藤	理事	(足立区長)	書面出席	加藤	国民健康保険課長

市町村代表

石森	理事	(八王子市長)	書面出席	横溝	保険年金課長
浜中	理事	(青梅市長)	書面出席	机	保険年金課長
石阪	副理事長	(町田市長)	書面出席	小山	保険年金課長
丸山	理事	(西東京市長)	書面出席	仲	保険加入係長
加藤	理事	(福生市長)	書面出席	吉崎	保険年金課長
渋谷	理事	(清瀬市長)	書面出席	北平	保険年金課長
坂本	理事	(檜原村長)	書面出席	大谷	村民課主幹
森下	理事	(小笠原村長)	書面出席		

国民健康保険組合代表

依田	理事	(全国土木建築国民健康保険組合専務理事)			
安部	理事	(東京料理飲食国民健康保険組合理事長)			
鵜飼	副理事長	(東京食品販売国民健康保険組合理事長)			
木津川	理事	(東京都弁護士国民健康保険組合副理事長)			
櫻井	理事	(東京都医師国民健康保険組合常務理事)			
渡辺	理事	(東京建設職能国民健康保険組合理事長)			

学識経験者

安藤	理事長				
加島	専務理事				
志賀	理事	(公益財団法人特別区協議会常務理事)			
木村	理事	(東京都国民健康保険団体連合会事務局長)			

監 事

橋 本 監 事 (日の出町長) 書面出席 在 原 保険年金係長
高 橋 監 事 (東京都薬剤師国民健康保険組合理事長)
飯 塚 常勤監事

- 5 欠 席 者 監 事 1名
酒 井 監 事 (中 野 区 長)

理 事 出 欠 表

出席者	本 人		1 1
	面 書	持 参	1 2
		郵 送	3
計			2 6
(ア)			
欠 席 者			0
合 計			2 6
(イ)			
出 席 率 (ア) / (イ)			1 0 0 %
欠 員			0

開 会（午後 1 時 57 分～）

○事務局 それでは、定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから令和元年度第 3 回理事会を開催いたします。

まず、本日の出席状況でございます。書面による参加を含めまして、理事 26 名のご出席を得ており、規約第 36 条の規定による定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次第に従いまして、理事長からご挨拶をいただき、引き続き議事進行につきましても、どうぞよろしく願いいたします。

理事長挨拶

○理事長 皆様方には、ご多用中にもかかわらず、本理事会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、常日頃から本会の事業運営に対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

本日ご審議いただきます主な事項は、令和 2 年度の事業計画及び予算編成の大綱でございますが、本会を取り巻く情勢と事業計画について何点か申し上げたいと思います。

まずはじめに、団塊世代が後期高齢者になりはじめる 2022 年以降を見据え、政府は新たに社会保障改革を議論するため、「全世代型社会保障検討会議」を設置いたしました。この会議では、医療・介護・年金等の社会保障全般にわたる持続可能な改革を検討し、年末までに中間報告、来年の夏頃には最終報告を取りまとめる予定となっております。この会議の動向は、本会や保険者にも大きな影響を及ぼすことが想定されますので、今後の議論の推移を注視してまいりたいと存じます。

こうした中、本会におきましては、来年度に第 3 次経営計画の第 2 期実施計画が最終年度となることから、目標達成に向け鋭意取り組むとともに、新たな第 3 期実施計画を策定いたします。

診療報酬等審査支払事業については、引き続き、審査の充実・強化と適正な支払に努めてまいります。

保険者事務共同処理事業では、オンライン資格確認の実施に向けた準備作業に取り組むとともに、あんま・マッサージ等療養費における審査委員会の設置に向けた取組を進めます。

保健事業については、保健事業支援・評価委員会を中心に、保険者が策定するデータヘルス計画に基づく取組について、引き続き、支援・評価を行います。また、今後、保険者を支援するために必要な、データ分析等の知識・能力を備えた本会職員を育成してまいります。

この他、各種事業につきましては、後ほど事務局長から説明いたしますが、本日の理事会での提出案件につきましては、何とぞ十分なご審議を賜り、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事録署名人指名

○理事長 それでは、規約に従いまして、私が議事を進行させていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

はじめに、本理事会の議事録署名人を指名いたします。本理事会の議事録署名人には、東京都医師国民健康保険組合様をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に、議事に入る前にお詫びをいたしたい事案がございますので、事務局から説明いたします。

○事務局 事務局長でございます。議事に入ります前にお詫びがございます。お手元にお配りしてございます「医療費のお知らせの記載誤りについて」をお願い申し上げます。

要旨でございます。本会では保険者様から受託し、被保険者に医療機関等で診療等を受けた際の医療費などをお知らせする医療費のお知らせ、いわゆる医療費通知書でございますけれども、こちらを作成しております。

今般、令和元年11月15日に本会から保険者様へお送りいたしました医療費のお知らせの一部につきまして、11月27日に医療費の総額に記載誤りが判明いたしましたのでご報告申し上げます。なお、被保険者の方が医療費控除に使用する一部負担金につきましては影響ございません。このことによりまして、保険者様並びに被保険者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことを心より深くお詫び申し上げます。大変申しわけございませんでした。

今後、再発防止に向けた対策を徹底してまいります。

概要でございます。1、記載誤りの内容及び件数。

(1)記載誤りの内容につきましては、令和元年11月15日に保険者様へお送りいたしました上記参考の第1回目の医療費のお知らせの一部に誤った医療費の額が記載されていまし

た。

(2)対象保険者数及び世帯数は、22保険者160世帯でございます。

2、事象でございます。医療費の総額が8桁以上（1,000万以上）のものにつきまして、7桁（1,000万円未満）の表示となり、誤った金額で出力しております。

3、原因でございます。印刷するための印字プログラムを印刷業者にて今回変更した際に、医療費の額を10桁で設定すべきところ、誤って7桁で設定してしまい、プログラムの修正ミスと検証ミスが重なってしまったことが原因と考えられます。

4、対応でございます。記載誤りのあったこと及び対象世帯につきましては、11月27日に保険者様へ連絡させていただきました。記載誤りのございました医療費のお知らせにつきましては再作成し、11月28日午前中までに正しい金額となっていることを本会にて確認し、11月28日及び29日に、再作成した医療費のお知らせを保険者様へ持参の上お詫び申し上げました。なお、一部の保険者様におかれましては、保険者様のご都合により今週中にお伺いすることとなっております。

5、再発防止策でございます。今後、このようなことが起こらないよう、印刷業者におけるプログラム検証作業を徹底させるとともに、本会におきましても成果物の検証作業を複数人の職員で行うことを徹底してまいります。

今後、このような誤りのないよう十分注意してまいります。大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○理事長 私からもお詫びを申し上げますが、今後、再発防止策を徹底してまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願いいたします。

議 事

○理事長 それでは、議事に入りたいと思います。恐れ入りますが、お手元の議案書の目次をお開き願います。ご覧のとおり、報告事項が1件、議決事項が4件となりますので、報告事項から議事を進めてまいります。

はじめに、報告事項、「事業計画及び予算に関する委員会の審議経過について」を議題に供します。

本件につきましては、去る11月18日に事業計画及び予算に関する委員会が開催され、本

日提案されております議決事項の4、「令和2年度の事業計画の策定及び予算編成の大綱」につきまして審議されましたので、その内容についてご報告をいただくものでございます。

それでは、委員長からご報告をお願いいたします。

○予算委員会委員長 港区長の武井でございます。

去る11月18日に開催いたしました本年度第2回目の事業計画及び予算に関する委員会の審議経過につきまして、ご報告申し上げます。

本日提案の議決事項でございます「令和2年度事業計画の策定及び予算編成の大綱」につきまして、事務局から提案がございました。この提案につきまして、本委員会で慎重に審議をいたしました結果、原案のとおり了承し、本理事会に提案することといたしました。

提案のありました議案の詳細につきましては、後ほど事務局から説明がありますので、どうかご審議を賜りますようお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○理事長 ありがとうございます。ただいまのご報告につきましてのご質疑は、この後、関連の議決事項を審議する際にあわせてお願いいたします。

それでは、議決事項に移らせていただきます。

議決事項の1、「職員給与規程の一部を改正する規程について」から議決事項の3、「嘱託員規程の一部を改正する規程について」までの3議題は、関連がございますので、一括して議題に供したいと存じます。事務局から説明いたします。

○事務局 総務部長でございます。議案書3ページをお願い申し上げます。議決事項1、「本会職員給与規程の一部を改正する規程について」でございます。

提案の趣旨です。従来から本会職員の給与は、特別区の給与に準拠しており、本年10月21日の特別区人事委員会勧告に基づき、本会職員給与規程を特別区に合わせ改正するものでございます。

5ページをお願いいたします。今回の改正では、令和元年度分に係る改正を第1条改正、少しめくっていただきまして、11ページをお願いいたします。令和2年度分に係る改正を第2条改正としております。

13ページをお願いいたします。まず、第1条の令和元年度分に係ります改正規程です。新旧対照をご覧ください。上段が第1条の改正案、下段は現行です。

第21条、給与月額に対する勤勉手当の支給割合です。第2項、一般職は現行100分の95

を100分の110に、管理職は100分の115を100分の130に、ともにプラス0.15ヵ月分の改定をいたします。

第3項、再任用職員に係る前項の職員の支給割合の適用です。一般職、管理職ともにプラス0.1ヵ月分の改定をいたします。

恐れ入りますが、戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。最後の行にございます別表(1)の給料表を改正いたします。平均改定率マイナス0.63%の改定です。別表につきましては、6ページから9ページに載せております。

次に、めくっていただきまして、14ページをお願いいたします。新旧対照をご覧願います。上段が第2条の改正案、下段が先ほど申し上げました第1条による改正後の規程案です。

第21条、勤勉手当の支給割合です。下段の第1条による改正後の規程案を第2項、一般職は100分の110を100分の102.5に、管理職は100分の130を100分の122.5に、ともに令和元年度にプラスする0.15ヵ月分を賞与2回、6月と12月に均等に割り振った改定をいたします。

第3項、再任用職員につきまして、前項の職員の支給割合の適用です。こちらも一般職、管理職ともに令和元年度にプラスする0.1ヵ月分を賞与2回に均等に割り振った改定をいたします。

恐れ入りますが、少し戻っていただきまして、12ページをお願いいたします。

附則でございます。第1項及び第2項は施行期日です。

まず、給料表の改定については、令和2年1月1日から施行いたします。

次に、勤勉手当については、令和元年度分は理事会の議決を得た日を施行日として、令和元年12月1日から適用いたします。令和2年度分は令和2年4月1日から施行いたします。

第3項と第4項につきましては、施行日前後における昇格者等の異動者に係る号級の調整について規定しています。

第5項は、平成30年度の人事制度改正に係る現給保障対象者についても、今般の給料表改定に合わせ、同等のマイナス改定を行う旨を規定しています。

第6項は、委任条項を規定しております。

15ページから18ページには、参考として現行の給料表を載せてございます。

続きまして、議案書19ページをお願い申し上げます。議決事項2、「本会職員退職手当

支給規程の一部を改正する規程について」でございます。

提案の趣旨です。給料表の引き下げに伴う今年度の定年退職者等への退職手当の減額に関し、激変緩和措置を実施するため規程の一部を改正するものでございます。

21ページをお願いいたします。改正の内容は、退職手当支給規程の附則に令和2年1月1日から同年3月31日までの間における定年退職者等に係る退職手当の基本額について、給料表の改定がなかったものとみなし、算出する旨の規程を加えることといたします。

なお、この規程は令和2年1月1日から施行いたします。

次の22ページに参考として新旧対照を載せてございます。

続きまして、議案書23ページをお願い申し上げます。議決事項3、「本会嘱託員規程の一部を改正する規程について」でございます。

提案の趣旨です。本会職員給与規程の改正にない、常勤嘱託員の報酬につきましても、マイナスの改定をするものでございます。

25ページをお願い申し上げます。保健師などに適用しております別表(2)の報酬月額表を改正いたします。別表の報酬月額表につきましては、26ページから27ページに載せてございます。

28ページをお願いいたします。附則でございます。この規程は令和2年1月1日から施行いたします。

29ページから30ページには、参考として現行の報酬月額表を載せてございます。

以上で簡単ではございますが、議決事項1から議決事項3までの説明を終わります。

○理事長 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りをいたします。本案件を決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、議決事項の1から3につきましては、原案どおり決定することといたします。

次に議決事項の4、「令和2年度事業計画の策定及び予算編成の大綱について」を議題に供します。

事務局から説明いたします。

○事務局 事務局長でございます。

議案書31ページをお願い申し上げます。議決事項4、「令和2年度本会事業計画の策定及び予算編成の大綱について」、別紙のとおり定めたい。

恐れ入ります。33ページをお願い申し上げます。

はじめにⅠ、運営方針でございますが、冒頭の理事長挨拶と重複いたしますので、後ほどご確認いただき、34ページ、Ⅱ、事業計画をお願い申し上げます。

Ⅰの運営方針に基づき以下の事業を行ってまいります。第1、総会、役員会の開催でございます。

第2、国保制度の改善と財政強化のための国等に対する各種活動を行ってまいります。

第3、国保事業充実強化推進運動の支援では、保険料（税）収納率向上対策や医療費適正化に関する事業を実施いたします。

第4、保険者等との連絡調整では、各種連絡協議会への参加や講習会等を開催いたします。

第5、保健事業では、KDBシステムなどを活用した情報提供をはじめ、保健事業支援・評価委員会の運営により、保険者様が行う保健事業を支援してまいります。

第6、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業では、データ管理及び費用決済に係る事務、受診券や法定報告情報を作成いたします。

第7、調査事業では、各種資料の作成、配布や東京都国保ハンドブックを発行いたします。

第8、広報活動では1の機関誌「東京の国保」の発行から、次ページ、7の「国保実務」及び「国保新聞」の配布までの事業を実施いたします。

第9、医療保険に関する事業では、1の診療報酬等審査支払事業、(1)審査委員会の運営、(2)審査の充実・強化に努めます。2、療養費等審査事務、3、保険者レセプト管理事務を行ってまいります。

第10、国保保険者からの事務受託では、1の共同電算処理事業から9の海外療養費調査事務等までの事務を国保保険者様から受託し、実施いたします。

第11、国保保険者標準事務処理システムの運用管理では、1の国保事業費納付金等算定標準システム及び2の国保情報集約システムの運用管理を行ってまいります。

第12、オンライン資格確認システムの準備等を新たに行ってまいります。

第13、東京都後期高齢者医療広域連合からの事務受託では、1の広域連合電算処理システムの運用、基盤管理から9の海外療養費調査事務等までを受託し実施いたします。

第14、介護保険に関する事業では、1の介護給付費等審査支払事業等から次ページ、4の介護保険事業の円滑な運営に資する業務まで実施いたします。

第15、障害者総合支援給付等に関する事業、第16、措置費支払代行に関する事業、第17、年金からの保険料（税）の特別徴収等に係る経由機関業務、第18、第3次経営計画の推進、第19、ISO/IEC 27001認証の維持・継続、以上、これらの事業等を実施してまいります。

37ページ以降のⅢ、基礎数値につきましては、引き続きこの後、経理課長が令和2年度の各会計予算概要の中で主な数値を説明申し上げます。

以上で事業計画の説明を終わります。

○事務局 経理課長でございます。引き続き令和2年度予算案の概要を説明申し上げます。議案書の42ページから54ページにかけて、一般会計をはじめ各特別会計予算の概要を載せてございますが、これらの内容を集約いたしましたものを資料1として配布してございます。こちらの資料の説明をもって議案書の説明にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

今回お示しする予算案につきましては、来年度の大綱予算として保険者の皆様へ本会の経費をご負担いただく負担金及び手数料等を財源とした一般会計並びに各特別会計業務勘定でございます。医療機関等への支払に対する支払勘定などにつきましては、来年2月の本理事会でお示しいたします。

それでは、資料1をご覧ください。令和2年度予算編成方針として、予算編成における基礎数値を記載してございます。

はじめに1、職員の人件費及び定数です。

(1)人件費の積算基礎は、特別区人事委員会勧告による給与改定に準じ、給料表を本会に置きかえて積算しております。今年度の本会給与改定見込み率はマイナス0.63%、期末・勤勉手当は4.65ヵ月分、令和2年度は改定率を0%で見込み積算してございます。

(2)職員定数につきましては、職員定数適正化計画（第4版）に基づき、合計を410名から2名減の408名としております。内訳として、診療報酬審査支払特別会計の国保と公費それぞれ1名ずつ減としております。

次のページ、右上の10-2をお願いいたします。次に、2、被保険者数及び手数料件数です。

(1)被保険者数につきましては、一般会計における会員負担金の算出基礎である都内在

住被保険者数を約322万人、前年度比約10万人、率にして約3%の減を見込んでございます。

(2) 審査支払手数料等件数では、主な項目につきまして説明申し上げます。国民健康保険医療の国保で診療報酬及び療養費の件数を合わせ約6,260万件、前年度比で率にして約1.8%の減と見込んでおります。被保険者数が減少していることも影響し、レセプトの取扱件数も減少傾向にあると推察してございます。後期高齢者医療では被保険者数も増加していることから、約5,460万件、前年度比で約3%の増を見込んでおります。

次に、3、積立金で対応する事項です。表の縦軸には積立金、積立資産の種類と取り扱う会計を、横軸には目的等を載せて一表にまとめてございます。横軸の一般会計財源では、会員負担金の段階的改定に伴い、経過措置期間の財源補填として財政安定積立金から6,000万円の処分を予定しております。

次に、手数料等軽減財源では、後期高齢以下措置費までの特別会計で記載の額を事業ごとに区分管理している財政安定積立金から充ててまいります。一番下に合計を載せてございますが、5つの特別会計の合計で約3億3,700万円の処分を予定しております。

次に、システム機器更改及びシステム改修です。令和2年度は主なシステム機器更改といたしまして、先ほどの事業計画でも申しあげましたオンライン請求システム等の機器更改を予定してございます。その他、各事業における全国標準システムの外付けシステムの改修に充てるため、減価償却引当資産などから各会計でそれぞれ記載の額の処分を予定しており、全会計の合計は9億7,700万円でございます。

次に、洗い替え方式として財政調整基金積立資産の管理方法である毎年度の積み直しに伴い、一度当該積立資産にある残額を全額取り崩すもので、国保から障害まで5つの特別会計で処分予定額は総額13億6,300万円でございます。なお、本年7月に新たに設置いたしましたICT等を活用した審査支払業務等の高度化、効率化のための積立資産につきましても、洗い替え方式による会計処理を行うこととされておりますが、対応を検討中であることから、各会計とも科目存置の計上としているため、こちらには記載をしておりません。積立につきまして、引き続き対応を検討してまいります。

次に、退職手当金財源として退職給付引当資産から4億1,800万円の処分を予定しており、定年退職者を含め23人分を見込んでございます。

次のページ、10-3をお願いいたします。予算の概要です。

はじめに1、負担金及び主な手数料では、主な項目を記載してございます。

項番1、会員負担金では被保険者割単価の段階的な改定の方針につきまして、昨年度の理事会、総会においてご承認いただき、本年7月に行われた特別区、市町村の国保課長会並びに国保組合連絡協議会におきまして、上限単価としてお示した額と同額となりますが、令和2年度は単価を80円に設定してございます。

項番2の国保審査支払手数料につきましては、今年度と同単価をお示ししてございます。昨年度の本理事会でもご説明申し上げましたが、東京都から審査支払事業に対する補助金が都内在住被保険者分を対象に単価補助として交付されており、手数料単価が軽減されております。令和2年度の単価補助につきましては、現時点では今年度と同額で試算しておりますが、その動向次第では都内在住被保険者分の手数料単価に変更の可能性がありますことをお含み置き願います。

項番9の柔道整復療養費に係る被保険者調査票の作成事務費から抜粋の郵送代につきまして、今年度の10月以降の単価として98円80銭を設定してございますが、こちらは郵送代の実費を保険者様にご負担いただく手数料であることから、令和2年度以降につきましては、※印③をつけ欄外に記載しておりますとおり、郵便法で定める額という設定に変更させていただきたく存じます。なお、令和2年度の額として99円として記載してございますが、こちらは11月現在の参考価格となります。

項番12の後期高齢者医療海外療養費調査事務費につきましては新設となりますが、既に国保において実施している海外療養費調査事務の後期高齢者に対する単価をお示しするものとなります。

項番13、国保特定健診事業関係につきましては、経費の節減と前年度からの繰越金を活用して、40歳以上の国保被保険者数に乗じてご負担いただいております特定健康診査・特定保健指導負担金の単価を132円41銭から125円へ引き下げを予定してございます。

その他の手数料等につきましては、後ほどご覧願います。

次のページ、10-4をお願いいたします。続きまして、2、各会計の予算でございます。主な項目を説明申し上げます。

はじめに、(1)一般会計です。歳入の一番上、負担金は約2億5,700万円、単価改定により対前年度で約5,800万円の増を見込んでございます。

上から3段目に財政安定積立金繰入金がございます。一般会計の財源補填のほか、各特別会計の手数料軽減財源及びシステム機器更改費等の一部を、この一般会計を通して財政安定積立金から繰り入れておりますが、約4億7,000万円を予定しております。

その下にございます特別会計業務勘定繰入金は、他の特別会計からKDB、国保データベースシステム関連経費を繰り入れておりますが、今年度中にシステムの機器更改を行うため、令和2年度はその分が減額となることなどが主な理由として予算規模が縮小いたします。

続きまして、歳出では職員人件費のほか、保健事業及び広報活動など被保険者数の増減の直接的な影響を受けにくい経費が主な支出となります。総務費の給与費に職員17人分の給料、職員手当を約1億2,800万円計上しております。

以降、各特別会計の給与費につきましては、1ページ目の中段に記載の職員定数で計上しておりますので、以降の説明は割愛させていただきます。

事業費の給与費には、保健事業をはじめとする保険者支援に携わる常勤嘱託の保健師2名分を計上しております。

KDB経費では、先ほど申しあげましたシステム機器更改費が令和2年度は減額となることなどから、対前年度約5,600万円の減を見込んでございます。

その他事業費は約9,900万円、主に保健事業や広報活動などに係る経費を計上しております。

一般会計の予算総額は歳入歳出の合計欄約9億5,800万円、前年度比約15%の減でございます。

10-5をお願いいたします。次に、(2)診療報酬等審査支払特別会計（業務勘定）の①国民健康保険分です。こちらも全体規模が縮小いたします。

歳入ではレセプト件数等の減少により、1段目の審査支払手数料をはじめ各種手数料で減収を見込んでおります。

中段の国庫支出金の再掲として、その下に記載しております高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は給付費的要素となりますが、約1,400万円、対前年度約1億6,700万円の減を見込んでおります。70歳から74歳の前期高齢者に対する1割負担軽減の特例措置、いわゆる指定公費に対する事業が本年3月をもって終了したことによる影響でございます。

歳入の合計欄から3段上にごございます繰越金は、対前年度1億3,500万円の増を見込んでおります。

続きまして、歳出ですが、総務費のシステム機器更改費として対前年度1億4,500万円の減のほか、その他総務費としてシステム運用経費や業務委託費等の縮減により、対前年度約7,000万円の減を見込んでおります。

中段、財政調整基金積立資産等積立では19億3,000万円を計上し、対前年度2億1,000万円の増です。今後のシステム機器更改などに備えるとともに、新たなシステム改修に対する減価償却などの積立額を増額いたします。

合計欄、国保分の予算総額は約100億700万円、前年度比約1.5%の減でございます。

合計欄の2段下に再々掲として、指定公費等に対する事業やシステム機器更改費を除く予算を記載してございますが、対前年度約1億3,300万円の増は、先ほど申し上げました繰越金などを財源に積立資産への積立額を増額することなどが主な理由でございます。

次のページ、10-6をお願いいたします。次に、②公費負担医療分です。

歳入の中ほどでございます風しん対策事務費が今年度の当初予算との比較において約1億3,800万円の増となるため、合計欄の前年度比で約9,000万円の増となります。

合計欄の1段下に風しん対策事務費を除く再掲を記載してございますが、予算総額約9億7,000万円、対前年度約4,700万円の減でございます。

このページの中段からやや下に③として、国保分、公費分を合わせた業務勘定の合計を記載してございます。予算総額約111億1,500万円、前年度比で0.6%の減でございます。

続きまして、(3)後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）の①後期高齢者医療分です。

歳入の上から3段目、広域連合事務委託金は約28億8,200万円、対前年度で約1億7,200万円の増を見込んでおります。これは主に広域連合電算処理システムの外付けシステムの改修などを行うための増額でございます。

その2段下でございます財政調整基金積立資産等繰入金は、洗い替え方式による積立資産からの繰り入れのほか、システム機器更改などに対する財源を積立資産から繰り入れるもので、対前年度で約7億7,400万円の減となります。これは、先ほど一般会計でご説明申し上げましたKDBシステムと同様となりますが、今年度基幹システムの機器更改を行うため、令和2年度はその分の経費が積立資産からの繰り入れとして減額となるためです。

次のページでございます歳出のシステム機器更改費もこれと同じ理由により、対前年度で減となります。

次のページ、10-7をお願いいたします。歳出、総務費のシステム機器更改費は1億9,900万円、対前年度9億8,300万円の減となります。

この後ご説明いたします特定健診、介護、障害の各会計におきましても、今年度から来年度当初にかけ、各事業の基幹システムで機器更改を行うため、歳入では積立資産からの

繰り入れが、歳出ではシステム機器更改費がそれぞれ対前年度で減となっております。

後期の合計ですが、令和2年度は約81億2,000万円、前年度比約6.9%の減でございます。

②公費負担医療分は総額約1億3,000万円を計上し、このページの一番下でございます。後期分と公費分を合わせた③の業務勘定合計の予算総額は約82億5,000万円、前年度比で約6.9%の減でございます。

次のページ、10-8をお願いいたします。続きまして、(4)特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計（業務勘定）の①国民健康保険分です。

歳入では、特定健康診査等負担金に3億1,700万円、主に単価の見直しと被保険者数の減少による影響から、対前年度2,450万円の減を見込んでございます。

歳出では、総務費のシステム機器更改費が対前年度3億500万円の減となり、またその他総務費が外付けシステム改修費、運用経費等のシステム更改後の経費の縮減により、対前年度約9,000万円の減を見込んでおります。国保分予算総額は約5億7,200万円、前年度比約38%の減でございます。

次に、②後期高齢者医療分では、予算総額約9,700万円を見込み、国保分と後期分を合わせた③業務勘定合計の予算総額は約6億7,000万円、前年度比で約41%の減を見込んでございます。

その下でございますシステム機器更改費を除く合計は約6億5,700万円、前年度比で約9.5%の減でございます。

次のページ、10-9をお願いいたします。次に、(5)介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）です。

歳入では、一番上でございます手数料収入で約7,800万円の増収を見込み、上から3段目の都支出金は苦情処理業務に係る経費に対する補助金で、今年度と同額を見込んでおります。

歳出では、システム機器更改費が対前年度3億2,800万円の減となり、予算総額は約19億円、前年度比11.7%の減でございます。

続きまして、(6)障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）です。

歳入では、主に給付費等審査支払手数料を約2億3,900万円と見込み、一般会計繰入金4,500万円は、審査支払手数料軽減財源及びシステム機器更改などの補填財源でございます。

歳出では、各種経費を計上して、予算総額は約3億7,600万円、前年度比3%の減でござ

ございます。

次のページ、10-10をお願いいたします。(7)措置費支払代行業務特別会計（業務勘定）です。

措置費につきましても、今年度、システム機器更改を行っておりますが、措置費支払代行事業は本会独自の事業であり、他の特別会計のような積立資産の設置が認められていないことから、繰越金を財源に対応してございます。

歳入の繰越金では、対前年度1,700万円の減となります。

合計の下の再掲欄に記載してございますシステム機器更改経費を除く予算規模は、令和元年度と大きく変更ございませんので、後ほどご覧いただきたく存じます。

続きまして、本日お手元に配布いたしました資料2をご覧ください。表題は令和2年度予算案一般会計及び各特別会計業務勘定合計として、経費を主な項目ごとにまとめ、各会計を集計したものでございます。参考としてご覧いただきたいと存じます。

大変恐縮でございます。議案書へお戻りいただきまして、議案書の55ページから65ページにかけて負担金、手数料等の一覧表を、また66ページ以降に各種事業に係る手数料件数の推移を載せてございます。こちらも後ほどご覧いただきたく存じます。

以上で議決事項4、「事業計画の策定及び予算編成の大綱について」の説明を終わります。

○理事長 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りをいたします。本案件を決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、議決事項の4につきましては、原案どおり決定することといたします。

閉 会（～午後2時45分）

○理事長 以上をもちまして、本日提案の議題は全て終了いたしました。理事の皆様には、慎重なご審議と、ご協力により議事が円滑に進行できましたことに感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

これもちまして、閉会とさせていただきます。